

【補足説明】

裁判の結果、回収額が極めて低額又はゼロとなる場合も考えられないわけではない。その場合、発生した費用を誰が負担するのかという問題がある。従来は「2．簡易確定手続の着手金等」で記述していたが、今回は「1．簡易確定手続の報酬及び費用の基準」で記述している。

消費者が授權を行うまでに発生した費用、つまり、「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」については、「訴訟を容易に行うことができることになるという便益」を享受することとなる「参加消費者全体」の負担とすることが考えられる。

一方、「その後に発生した費用・報酬」については、消費者の利益の擁護という本制度の趣旨を踏まえれば、少なくとも回収額の過半（50%超）は「参加消費者」の取戻分とすることが妥当であり、「参加消費者」は回収額の50%未満の範囲で「その後に発生した費用・報酬」を負担することになる。回収額がゼロの場合には、「参加消費者」は、「その後に発生した費用・報酬」については負担しないことになる。

以上を踏まえれば、特定適格消費者団体は、消費者が授權を行うか否かを判断するに際して、

「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」に係る負担額を提示することとし、合わせて、「回収見込額」、「回収額の50%超が消費者の取戻分となること」、「事案規模など消費者の取戻割合についての考え方及び、該当事案での取戻割合の見込み」、「回収額がゼロとなっても追加負担は生じないこと」を説明することが適当であると考えられる。

なお、特定適格消費者団体は、授權のあった消費者に対して、当該団体の判断により、授權を受けた時点において、「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」に係る負担額を徴収することが考えられる。